

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(フリガナ) 運営主体の法人名 (事業者名)	イリョウホウジンシャタン　ジセカイ									
	医療法人社団　慈誠会									
運営主体の所在地	東京都板橋区常盤台四丁目３６番９号									
運営主体の代表者氏名	理事長　小出　純									
(フリガナ) 事業所名	ニイザシセイブチイホウカツシエンセンター 新座市西部地域包括支援センター									
	ニイザエンシテイカイクヨホウシエンシギョウショ 新座園指定介護予防支援事業所									
管理者の氏名	地域包括支援センター					指定介護予防支援事業所				
	稲垣　一久					稲垣　一久				
事業所の所在地	埼玉県新座市野火止四丁目１４番２０号									
電話番号 FAX番号	電　話　０４８－４７７－１７０７ FAX　　０４８－４７７－１７３９									
介護保険の 指定番号	1	1	0	5	1	0	0	0	3	4
指定年月日	平成１９年４月１日									

2. 事業所の職員体制

所属する 担当職員の 構成・人数		地域包括支援 センター	指定介護予防 支援事業所
	管理者 (主任介護支援専門員)	1名	1名
	保健師(看護師)	1名	1名
	主任介護支援専門員	1名	1名
	社会福祉士	1名	1名
	介護支援専門員等	0名	2名

3. 営業日・苦情相談窓口

営 業 時 間	平 日	午前 9 : 0 0 ～ 午後 5 : 3 0
	土 曜 日	午前 9 : 0 0 ～ 午後 5 : 3 0
	日曜日・祝祭日 年末年始 (12/31～1/3)	事業所は閉所しておりますが 緊急時は下記にご連絡ください。
	特記事項	※緊急時の連絡先 TEL : 0 4 8 - 4 7 7 - 1 7 0 7 (時間外・休日は携帯電話に転送) 電話等により、24時間常時連絡が可能です。
サ ー ビ ス 提 供 地 域	本多・あたご・菅沢・野火止一丁目～四丁目	
事業所又は法人に 設置された 苦情・相談対応窓口	名 称	新座市西部地域包括支援センター 新座園指定介護予防支援事業所
	電 話	0 4 8 - 4 7 7 - 1 7 0 7
	F A X	0 4 8 - 4 7 7 - 1 7 3 9
	対応時間	午前 9 : 0 0 ～ 午後 5 : 3 0 (日・祝日、12月31日から翌年1月3日を除く)
新 座 市 介 護 保 険 相 談 窓 口	名 称	新座市役所介護保険課 事業計画係
	電 話	0 4 8 - 4 2 4 - 5 3 6 1 (直通)
	F A X	0 4 8 - 4 8 2 - 5 8 8 2
	対応時間	午前 8 : 3 0 ～ 午後 5 : 1 5 (土日祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)
市 町 村 介 護 保 険 相 談 窓 口 (他市の被保険者 である場合)	名 称	
	電 話	
	F A X	
	対応時間	午前 : ～ 午後 : (土日祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)
埼 玉 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	名 称	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
	電 話	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8
	F A X	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 1
	対応時間	午前 8 時 3 0 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 (土・日・祝日は除く)

4. 事故時の対応・個人情報保護

事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。
損害賠償保険	保険会社名：東京海上日動火災保険 保 険 名：居宅介護支援事業者賠償事故補償制度
秘密の保持	担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この秘密を保持する義務は担当職員が当事業所の従業者でなくなった後においても継続します。 なお、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。

5. 費用負担等

利 用 料	【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント】 料金の額は、厚生労働大臣が定める基準（詳細は別表参照のこと）によるものとします。 また、当該利用料は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。 但し、介護サービス計画を作成することについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。
その他の費用	契約書第5条第3項に要する費用は、利用者の負担とし、A4片面1枚10円とします。 利用者又はその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援を提供する場合、訪問するための交通費の実費を受領いたします。 なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、 （1）片道1キロメートル未満の場合は100円 （2）片道1キロメートル以上の場合は200円 をそれぞれ受領いたします。 ※費用の支払いを受ける場合には、事前に文書による同意を得ます。

6. その他サービス提供にあたっての留意事項

サービス紹介にあたっての公正中立と自己選択の保証	1. 介護予防サービス計画の作成にあたって、利用者から担当職員に対して、複数の指定介護予防サービス及び総合事業サービス事業者等の紹介を求めることができます。 2. 介護予防サービス計画原案に位置付けた、指定介護予防サービス及び総合事業サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができます。
虐待防止のための措置	1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について十分に周知します。 2. 虐待防止のための指針を整備します。 3. 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。 4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とします。
身体拘束等の原則禁止	1. 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を原則行いません。 2. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。
業務継続計画の策定	事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。 1. 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。 3. 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者名

所在地 東京都板橋区常盤台四丁目 3 6 番 9 号

名 称 医療法人社団 慈誠会

代表者 理事長 小 出 純

事業所名

所在地 埼玉県新座市野火止四丁目 1 4 番 2 0 号

名 称 新座市西部地域包括支援センター
新座園指定介護予防支援事業所

説明者 印

契約書第 7 条により委託した居宅介護支援事業者

所在地

名 称

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印

(以 下 余 白)